

## 56. 03

## 位置商標における識別力の考え方について

## 1. 基本的な考え方

位置商標を構成する標章は、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合からなることから、位置商標に関する商第3条第1項各号の判断においては、位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察する。(基準第1一、7.(1)参照)

## 2. 商第3条第1項各号に該当するもの

位置商標を構成する文字や図形等の標章が、商第3条第1項各号に該当するもののみからなる場合には、原則として、商標全体としても商第3条第1項各号に該当する。(基準第1一、7.(3)参照)

さらに、商第3条第1項各号の判断においては、1.の基本的な考え方も踏まえると、標章のみならずその標章が付される位置をも総合的に考慮し、商標全体として考察する必要がある。

以上を総合すると、商第3条第1項各号に該当するものとは、例えば、次のようなものをいう。

## (1) 商第3条第1項第3号

(ア) 位置商標を構成する文字が、当該文字が付されている指定商品等の位置との関係を考慮しても、商品の産地、販売地、品質等を普通に用いられる方法で表示したものと認識されるにすぎないもの



(イ) 位置商標を構成する図形又は立体的形状が、その図形又は立体的形状が付されている位置との関係において、商品等の形状の一部と認識されるにすぎないもの

(例)



指定商品：自転車

※位置商標を構成する図形は赤色部分

## 〔解説〕

商標全体が商品等の形状を表すものであることは、多くの場合、「商標の詳細な説明」の記載内容から明らかである。その上で、その商品等が一般的に有する外観上の特徴や、「商標の詳細な説明」の記載内容を考慮すると、位置商標を構成する図形又は立体的形状が、自他商品・役務の識別標識というよりは、商品等の形状を形成するものの一部として認識されるにすぎない場合がある。

したがって、位置商標を構成する図形又は立体的形状が、位置商標ではなく通常の商標として出願すれば識別力が認められる可能性のあるものであっても、商標全体の構成から、その標章が商品等の形状の一部と認識されるにすぎないと認められる場合には、商第3条第1項第3号に該当するものと判断する<sup>1</sup>。

なお、「商品等の形状の一部と認識されるにすぎない」か否かに関する審査は、「商品等そのものの形状の範囲を出ないと認識されるにすぎない」か否かを判断する、立体商標の識別力に関する審査の運用（商標審査便覧41. 103. 04「立体商標の識別力に関する審査の具体的な取り扱いについて」参照）の方針に準じて実施する。

## (2) 商第3条第1項第5号

位置商標を構成する標章が、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなるものや、これらに厚みを持たせたにすぎないもの

## (3) 商第3条第1項第6号

位置商標を構成する図形が、その図形が付されている商品等の位置との関係において、例えば、連続反復する地模様を認識させるもの、指定商品と同種の商品のパッケージデザイン（包装の一面に施される装飾）や被服のデザインの一類型として採用し得るものであり、需要者が単に装飾や模様として認識する

<sup>1</sup> 商品等の形状の一部が商第3条第1項第3号に該当するものであることは、商標審査基準 第一 五、4. (1) を参照。

にとどまるもの

[解説]

位置商標を構成する図形が、位置商標ではなく通常の商標として出願すれば識別力が認められる可能性のあるものであっても、その図形が商品等のどの位置に付されているかという商標の使用態様を考慮した結果、単に商品等の美感等を発揮するために施された装飾や模様等であると需要者が予測し得る範囲のものであれば、その図形は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものと判断する。

3. 商第3条第1項各号に該当しないもの

位置商標を構成する文字又は図形又は立体的形状等の標章が、商第3条第1項各号に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、原則として、商標全体としても商第3条第1項各号に該当しないと判断する。(基準第1一、7.(2)参照)

商第3条第1項各号に該当しないものとは、例えば、次のようなものをいう。

- (ア) 位置商標を構成する標章が、識別力を有する文字又は図形であり、かつ、当該文字又は図形が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられていると認識できるもの
- (イ) 位置商標を構成する標章が、識別力を有しない図形又は立体的形状と識別力を有する文字を結合したものであり、かつ、当該文字が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられていると認識できるもの
- (ウ) 位置商標を構成する図形又は立体的形状が、単に商品等の機能又は美感に資することを目的とした形状等であると予測し得る範囲を超えていると認められるもの

4. 商第3条2項

位置商標が使用により識別力を有するに至っているか否かの判断においては、使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合は、使用により識別力を獲得しているものと判断する。(基準第2 7.参照)

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項第3号\(商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示\)の審査基準](#)
- [「第3条第1項第5号\(極めて簡単で、かつ、ありふれた標章\)」の審査基準](#)
- [「第3条第1項第6号\(前号までのほか、識別力のないもの\)」の審査基準](#)
- [「第3条第2項\(使用による識別性\)」の審査基準](#)